

平成30年 第1回沼田町議会定例会 会議録

平成30年3月15日(木)

午後 4時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯聡	議員	6番	長原誠	議員
	7番	鵜野範之	議員	8番	杉本邦雄	議員
	10番	橋場守	議員			

2. 欠席議員

5番 久保元宏 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	監査委員	金子幸保	君
教育長	吉田憲司	君	農業委員会	辻則行	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室長	中野栄治	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	嶋田英樹	君	建設課長	村中博隆	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	森田秀幸	君	会計管理者	篠原毅	君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次長 浅野信行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三浦剛 君 書記 沼本次登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第15号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
議案第18号	沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第22号	沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号	沼田町総合通所サービスセンター条例の一部を改正する条例について
議案第38号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 閉会中の所管事務調査の申し出について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高田議員、2番、津川議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

(高田委員長登壇)

○委員長（高田勲委員長）それでは、委員会報告をさせていただきます。予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。議題となっております、条例の制定・改正・廃止8件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。それではこれより、議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号について一括して討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案となっております。議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号の条例の制定・改正・廃止8件は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）議案第28号、平成30年度沼田町一般会計予算について討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）津川議員。

○2番（津川均議員）議案第28号については、予算委員会の中でかなり質疑を致しましたけれども、今後また検討するという事で明確化されておられませんので、私はこの議案には反対をしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。長原議員。

○6番（長原誠議員）6番。長原です。平成30年度一般会計予算につきましては委員会の報告のとおり賛成の立場で討論を致します。平成30年度予算においてはこれまで議会が指摘した定住、労働力、雇用の確保等の事項を戦略的に結び付けて前向きに取り組む姿勢は評価出来るところもあります。委員会の報告では附帯決議を起こすなど厳しい報告ではありましたが議会の総意という事で町長にご理解頂けると思いますので、一般会計全般として賛成致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決する事に、賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊敏昭議長）賛成多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）議案第29号、平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてから、議案第36号、平成30年度沼田町水道事業会計予算についてまでの予算案8件を一括して討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第29号から議案第36号までの予算案8件は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

（一般議案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議案第15号。議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（中野栄治室長）はい。議案第15号。議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年3月8日提出、町長名でございます。議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。議会の議決すべき事件に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。本則に次の一号を加える。条文の朗読は省略致しまして、提案理由の説明を致します。本条例の改正は本年6月に予定されております定住自立圏提携協定の締結に向け協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告を議会の議決案件とするものです。定住自立圏構想推進要綱の中で定住自立圏提携協定の定義として地方自治法第96条2項に基づく議会の議決を得たものという事となっている事から提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、議案第17号。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第17号。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を提出する。平成30年3月8日提出、町長名でございます。条文の読み上げを省略し提案説明のみ申し上げます。平成26年に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する為の関係法律の整備等に関する法律により指定居宅介護支援事業所の指定権限

が本年4月1日から都道府県から市町村へ移管される事となっており、本町において事業の人員及び運営に関する基準を定める必要がある事から国が定める基準をもって、町条例として規定するものです。指定居宅介護支援事業所につきましては、本町では沼田町社会福祉協議会が事業所としてケアマネージャーによって利用者の希望者や心身の状態にあったサービスの利用が出来るよう要介護認定の申請代行ケアプランの作成、介護サービス事業者への連絡調整等を行っているものであり、4月1日より町が事業所に係る届出の受理、指導等を行う事となるものです。以上、提案説明と致します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第18号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第18号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年3月8日提出、町長名でございます。条文の読み上げを省略し提案説明を申し上げます。本条例は、指定介護予防支援事業所、本町では、町の包括支援センターを指定しております。この事業所の基準と介護予防の支援方法に関する基準を定めたものですが、国の基準に沿って定めているものです。本年1月に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴いまして関係する基準の改正に沿って本条例を改正する

ものです。改正の内容につきましては、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努める必要がある旨を明確にするもの、2つ目に公正中立なケアマネジメントの確保として複数の事業所の紹介を求める事が可能である旨を説明する事を義務付ける事、3つ目としまして、入院時における医療機関との連携促進を入院先の医療機関に伝えるよう依頼する事を義務付けるもの、4つ目として、医療機関との連携促進として、ケアプランの報告を義務付けケアマネージャーからの主治医に必要な情報伝達を行う事を義務付ける事がこれらについて、追加するものでございます。以上、提案説明と致します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第22号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第22号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年3月8日提出、町長名でございます。条文の読み上げを省略し提案説明を申し上げます。平成27年度に公布されました持続可能な医療保険制度を構築する為の国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令が平成30年4月1日から施行され、それに基づき、高齢者の医療の確保に関する法律が改正される事から、本条例を改正するものです。改正内容は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の新設となり、住所地特例について国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされているものが後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる事となるものとなっております。

ります。また、不足の延滞金の割合特例については、平成27年1月1日から社会保険料等の延滞金の軽減措置が講じられている事からその取扱いに準じ改正するものです。以上、提案説明と致します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、議案第23号。沼田町総合通所サービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第23号。沼田町総合通所サービスセンター条例の一部を改正する条例について。沼田町総合通所サービスセンター条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年3月8日提出、町長名でございます。条文の読み上げを省略し提案説明を申し上げます。本条例は昨年暮らしの安心センターに設置しました沼田町デイサービスセンターの中の設置条例であります。3条に規定します事業について、介護保険法で言う通所介護事業を規定していたところですが、平成28年度から介護保険法の改正に伴い地域密着型通所介護事業所として任命しており、介護保険法の適用条項が誤りによる事から改正するものです。以上、提案説明と致します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決する事にご異

議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。ここで暫時休憩いたします。

16時23分 休憩

16時24分 再開

(日程の追加)

○議長(渡邊敏昭議長) 再開いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案1件、事務局よりその他2件が追加案件として提出がありました。この際これを日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第38号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第10、議員の派遣について、以上3件を日程に追加することに決しました。

(一般議案)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第8、議案第38号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(菅原秀史課長) はい。議案第38号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年3月15日提出、町長名でございます。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。本議案は特別職の給料を減額する条例改正でございます。昨年11月に発覚致しました農産加工品への異物購入により町長、副町長が管理監督の責任の立場から自ら4月の給料を10パーセント減額するものとして提案するものであります。現在の給与月額は今期就任時の平成27年5月から本則で定める給与月額より町長は5パーセント、副町長は4パーセント減額しており、今回の改正で町長は15パーセント、副町長は14パーセントを減額するものでございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

（閉会中の所管事務調査の申し出について）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は産建福祉常任委員会からの調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することになりました。

（議員の派遣について）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は記載のとおり、平成30年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することになりました。

（閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成30年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時27分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡 邊 敏 昭

署名議員 高 田 勲

署名議員 津 川 均